

介護事故発生時における報告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法に基づく居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービスまたは介護予防支援（以下、「介護サービス」という。）を行う者（以下、「事業者」という。）がそのサービスの提供により、利用者、入所者または入院患者（以下、「利用者」という。）の生命と健康の安全を脅かす事故（以下、「介護事故」という。）が発生した場合における報告手順を定めることにより、市町等との迅速かつ適切な連携を図ることを目的とする。

(事業者が報告すべき介護事故の範囲)

第2条 事業者が市町等に報告すべき介護事故の範囲は、事業者の過失の有無を問わず、次のとおりとする。

- 一 介護サービス提供中に、利用者が死亡または負傷した場合。
 - イ 死亡には、自然死または病死は含まないものとする。
 - ロ 負傷とは、検査または治療のために保険医療機関を受診した場合とする。
 - 二 その他市町等において報告が必要と認める場合。
- 2 食中毒または感染症等利用者の健康被害発生時の市町等への報告については、本要領によらず関係各法の規定に従うものとする。

(市町等が県に報告すべき介護事故の範囲)

第3条 市町等が県に報告する介護事故の範囲は、次のとおりとする。

- 一 介護サービス提供中に、利用者が死亡した場合。
- 二 介護事故の原因に指定基準違反が疑われる場合。
- 三 介護事故の原因に利用者への虐待が疑われる場合。
- 四 その他市町等において報告が必要と認める場合。

(報告手順)

第4条 事業者は、介護事故が発生した場合は、その状況、背景等およびその際にとった処置について、市町等に対し速やかに報告を行う。

- 2 事業者から報告を受けた市町等は、報告内容が前条第1項各号のいずれかに該当する場合、県長寿福祉課に対し、速やかに報告を行う。

(報告の様式)

第5条 初回の報告に用いる様式は、別添様式1「介護保険事業者等事故報告書」を標準とし、それ以降の経過もしくは終結の報告に用いる様式は、別添様式2「介護保険事業者等事故経過（終結）報告書」とする。ただし、市町等において既に定められた様式がある場合には、それを用いて差し支えない。

(その他)

第6条 事故発生時の対応は、介護保険法に定めるものの他、次のことを遵守する。

- 一 事業者は、事故発生後の利用者もしくは利用者の家族等への対応が終結するまで、適宜その経過を市町等に報告する。
- 二 報告内容には個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意する。

附則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。